

## 平成23年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

---

### 議事日程

平成23年3月24日（木曜日）午前9時01分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第3号議案 幸田町職員等の旅費支給条例及び幸田町葬儀用祭壇使用条例の一部改正について
- 第4号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第5号議案 幸田町税条例の一部改正について
- 第6号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第7号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
- 第8号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合同約の変更について
- 第9号議案 西三河地方教育事務協議会を設置する市町の数の減少及び西三河地方教育事務協議会規約の変更について
- 第10号議案 財産の取得について（はしご自動車30メートル級）
- 第11号議案 町道路線の認定について
- 第17号議案 平成23年度幸田町一般会計予算
- 第18号議案 平成23年度幸田町土地取得特別会計予算
- 第19号議案 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計予算
- 第20号議案 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第21号議案 平成23年度幸田町介護保険特別会計予算
- 第22号議案 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
- 第23号議案 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
- 第24号議案 平成23年度幸田町下水道事業特別会計予算
- 第25号議案 平成23年度幸田町水道事業会計予算
- 陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

- |            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| 1番 浅井武光君   | 2番 酒向弘康君   | 3番 大嶽 弘君  |
| 4番 池田久男君   | 5番 水野千代子君  | 6番 足立嘉之君  |
| 7番 鈴木博司君   | 8番 山本隆一君   | 9番 杉浦 務君  |
| 10番 鈴木修一君  | 11番 大須賀好夫君 | 12番 内田 等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君  | 15番 夏目一成君 |
| 16番 鈴木三津男君 |            |           |

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大須賀一誠君	副	町	長	成瀬 敦君
総務部長		新家道雄君	健康福祉部長			伊澤伸一君
参事		杉浦 護君	環境経済部長			松本和雄君
会計管理者		鈴木政巳君	土木課長			山本幸一君
都市計画課長		鈴木富雄君	下水道課長			清水 宏君
教育長		内田 浩君	教育部長			牧野良司君
消防長		酒井利津夫君				

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 鈴木久夫君

---

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

3月11日の予算特別委員会のさなかに東日本の各市町を襲った大地震と大津波による惨状は、凄惨きわまりないこの世の地獄絵そのものであります。不幸にも被災された多くの方々は、本当に過酷で厳しい避難所生活を強いられ、病弱な方は医薬品等の欠乏も重なり、お亡くなりになる方も出ています。食料や燃料を初めとし、避難生活所の必需品が欠乏している現状は、本当に心が痛みます。一刻も早い物資の補給並びにインフラの早期復旧を願うばかりであります。私たちも、被災された方々に最大の支援と協力をしていかなければならないと思います。

ここに、お亡くなりになられた方の御冥福と被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長（鈴木三津男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

○総務部長（新家道雄君） 過日行いました議案質疑並びに予算特別委員会での要求資料につきまして、本日、お手元に配付いたしておりますので、よろしく願いをいたします。

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、13名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、14番 伊藤宗次君、15番 夏目一成君の御両名を指名いたします。



日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、第3号議案から第11号議案までの9件と第17号議案から第25号議案までの9件並びに陳情第1号の1件、以上、合わせて19件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

4番、池田久男君。

〔4番 池田久男君 登壇〕

○4番（池田久男君） おはようございます。

報告書の朗読をもって、総務委員会の審査結果報告書とさせていただきます。

総務委員会審査結果報告書

平成23年3月24日

議長 鈴木三津男様

委員長 池田 久男

平成23年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第3号 幸田町職員等の旅費支給条例及び幸田町葬儀用祭壇使用条例の一部改正について（第1条）。幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町が廃され、その区域が西尾市に編入されることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第4号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について。幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町、幡豆郡消防組合及び西尾幡豆広域連合が平成23年3月31日をもって、愛知県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第5号 幸田町税条例の一部改正について。前納報奨金の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第10号 財産の取得について（はしご自動車30メートル級）。はしご自動車（30メートル級）の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔4番 池田久男君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

2番、酒向弘康君。

〔2番 酒向弘康君 登壇〕

○2番（酒向弘康君） 審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成23年3月24日

議長 鈴木三津男様

委員長 酒向 弘康

平成23年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告します。

第3号 幸田町職員等の旅費支給条例及び幸田町葬儀用祭壇使用条例の一部改正について（第2条）。幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町が廃され、その区域が西尾市に編入されることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第11号 町道路線の認定について。道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔2番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

9番、杉浦 務君。

〔9番 杉浦 務君 登壇〕

○9番（杉浦 務君） おはようございます。

配付の報告書の朗読をもって、審査結果報告とさせていただきます。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成23年3月24日

議長 鈴木三津男様

委員長 杉浦 務

平成23年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告をします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第6号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について。国民健康保険事業の費用負担の適正化を図ることに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第7号 幸田町国民健康保険条例の一部改正について。医療制度の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第8号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町が平成23年3月31日をもって愛知県後期高齢者医療広域連合から脱退することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第9号 西三河地方教育事務協議会を設置する市町の数の減少及び西三河地方教育事務協議会規約の変更について。幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町が平成23年3月31日をもって西三河地方教育事務協議会から脱退することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書。医師・看護職員などの大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・介護・看護の充実を図るため、国に対し意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。以上であります。

[9番 杉浦 務君 降壇]

○議長（鈴木三津男君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

15番、夏目一成君。

[15番 夏目一成君 登壇]

○15番（夏目一成君） 予算特別委員会審査結果報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

予算特別委員会審査結果報告書

平成23年3月24日

議長 鈴木三津男様

委員長 夏目 一成

平成23年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告をします。

第17号 平成23年度幸田町一般会計予算。総予算額154億2,000万円、第2条地方債、第3条 一時借入金、最高額10億円、第4条 歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第18号 平成23年度幸田町土地取得特別会計予算。総予算額9,074万4,000円、土地取得費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第19号 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計予算。総予算額30億3,202万円、国民健康保険運営費、第2条 歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第20号 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算。総予算額2億4,746万4,000円、後期高齢者医療運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第21号 平成23年度幸田町介護保険特別会計予算。総予算額13億9,705万5,000円、介護保険運営費、第2条 歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第22号 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算。総予算額5億4,927万3,000円、幸田駅前土地区画整理事業運営費、第2条 地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第23号 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算。総予算額3億4,3

86万3,000円、農業集落排水事業運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第24号 平成23年度幸田町下水道事業特別会計予算。総予算額7億1,469万3,000円、下水道事業運営費、第2条 地方債。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第25号 平成23年度幸田町水道事業会計予算。第1条 総則、第2条 業務の予定量、(1)給水戸数1万3,570戸、(2)年間総給水量444万5,000立方メートル、(3)一日平均給水量1万2,145立方メートル/日、(4)主な建設改良事業 配水施設建設費3億9,680万3,000円、配水施設整備改良費3億5,060万4,000円、第3条 収益的収入及び支出 収入6億7,092万1,000円、支出6億6,999万2,000円、第4条 資本的収入及び支出 収入1億8,564万8,000円、支出7億6,382万2,000円、第5条 一時借入金 限度額1億円、第6条 予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費9,116万円、第8条 他会計からの補助金1,000円、第9条 たな卸資産購入限度額739万7,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

[15番 夏目一成君 降壇]

○議長(鈴木三津男君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) 第5号議案の幸田町税条例の一部改正について、幾つかの点で委員長に質問をするものであります。

まず一つは、今回、個人町民税の前納による報奨がなくなったということですが、なくなる前、いわゆる現在の個人町民税の前納による納税額は幾らなのか。この点について委員会ではどういふふうな御審議があったのか。

それから、今度は制度そのものは残っても報奨金が廃止をされます。そのことによって、年4回の期別納入と、こういうふうに移行するわけですが、前納報奨制度そのものは、先ほど申し上げたとおり、残っていくわけです。前納による納税の金額、あるいは納税の比率、この点についてはどのような御審議がなされたのか、説明答弁がいただきたい。

○議長(鈴木三津男君) 答弁を求めます。

4番、池田君。

○4番(池田久男君) それでは、最初の個人町民税の前納の金額、また2点目の納税金額との比率、これについては、大変いい御意見だと思いますけれども、委員会ではそのような意見はございませんでした。

以上です。

○議長(鈴木三津男君) 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 質問についていいとか悪いとかという論評は、私はいただきたくない。そういうことを求めたわけじゃない。

したがって、前納による個人町民税の納税額そのものも議論の対象にはならなかった。前納制は残っても、前納は残るわけですから、そうしたことがどういうふうな形で移行するかも議論はされなかったということでもあります。

次に、二つ目ですが、固定資産税並びに都市計画税についての前納制度は残るし、それから前納の交付率が0.5%から0.1%と、こういうふうに削減をされます。0.5%の現在の前納の固定資産税額は幾らあるのか。そして、0.5%から0.1%に交付率が減るわけですが、0.1%になった時点での固定資産税及び都市計画税の税額はどの程度減少するのか。この点が一つであります。

それから、交付率を削減をする、そのことで期別に移行するわけですが、期別に移行されたときに財源の不足額、後ほど答弁があると思いますが、0.5%で納税されていた税が0.1%に削減をされることによって、それを選択する幅というのは極めて小さくなったわけです。

したがって、期別に移行する、そのことによって当初見込んだ財源が減少になることは、これは見えてくるわけですが、そうした点での財源不足額というものはどんな御審議がなされたのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 第1点目の金額の残、それともう1点は、期別の不足による財源、その委員会で意見は出ましたけれども、早期の財源確保の中で固定資産の費目を残したということであって、そのほかの意見はございませんでした。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 早期の財源確保で制度は残したと、交付率は削減をしたと、こういうことで、そういう意見はあったわけですが、早期の財源確保が0.5%から0.1%に交付率が引き下げられることによって、その早期の財源の確保という見通しは議論の対象になったんですか。幾らなのか。その点について、もう少し詳しく説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 議論の対象にはなりませんでした。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あれもなし、これもなしということで、次に、先ほども少し触れましたが、当初、この0.5%の段階で固定資産税及び都市計画税が前納による納税額が約15億円です。0.1%に交付率が削減をされたことによって、その見込み額が6億円。つまり、9億円が財源不足という形で出てくるわけですが、そうしたときに、財源不足額をどうするのかという議論は、本会議で質疑がされました。

その中で、財源不足は一時借入金で対応しますよと、こういうことでございました。一時借入金というのは、いわゆる借金をするわけです。借金をすれば、当然利子をつけ

て元金を返していかなければならんわけですが、その関係はどんな財政負担、一時借入金をするによって要らぬ金が出ていくのか、この点については説明がありましたか、質疑がございましたか、その内容について答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 一時借入金の議論は出ませんでした。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうことで、あれもなし、これもなしと、ないない尽くしですが、今回、一定期別に移行される。これは個人町民税も、あるいは固定資産税・都市計画税も期別に移行する人が多くなる。個人町民税は全部ですよ、制度そのものが、交付金という制度はなくなる。ということによって、幸田町として要らぬ金を使わなきゃならん。それは、口座振替の手数料、これがございますよね。その金額は町がどの程度負担をするのかということと、口座に残高があるか、あるかと思っただが、なかったということ、おまえのところまだ金払ってねえぞということ、いわゆる督促をする、こういう事例もふえてきますよね。

そうしたときに、口座振替の手数料の増加見込みはどれほど立てておられるのか。それから、督促手数料の件数もふえてくるわけですが、そういう無駄な経費を使うわけですが、その無駄な経費の問題について、無駄ということになるとちょっとこだわりを持つ人もおるわけだ。要は、そういう経費がふえてくることについて、委員会ではどういう御審議がなされたのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 第1点目の口座の手数料の町の負担、第2点目の督促による手数料の増加、また手数料の件ですけれども、その3件につきましても、委員の中から意見はありませんでした。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 借入金を6億7,500万円ということが試算として言われております。それを年2%の金利で半年間借りると。そうしますと、利息だけでも675万円です。

そのほかに、振替手数料が180万円、督促件数がどれほど出るかは想定はなかなか難しいわけですが、それでも大体100万円から150万円ぐらいいくだらうと。そうしますと、約1,000万円です。やらなくてもいい現在の前納制度、交付率、そういうものを改廃をしなくても済む。しかし、改廃をされたことによって1,000万円の新たな負担が町のほうに回ってくる。交付率の削減や、あるいは全廃によって幸田町が前納報奨金として町民に支払う関係が約2,500万円少なくなりますよと、こういうことですよ。

だけれども、必要・不必要な金が1,000万円出てくるということですから、実質的にはそうだ。

それから、次に3月9日の本会議で議案質疑の中で、交付金の廃止と交付率の削減と、

このことによっていろんな町民負担がふえると。私は反対だけれども、そのことによって生まれる財源を福祉に回すなら、反対すべくもないと、こういう意見がございました。そういう意見を受けて、委員会で自主的に1,500万円の使い道、これは予算で措置をされておる3,000万円のうちの関係ですが、これが1,500万円に減ってくるということで、そうした内容で、福祉に回すという財源であればということが質疑の中で交わされておるわけですが、委員会で、この生まれてくる新たな財源1,500万円、これを福祉に回すんだという言質なり当局の見解・答弁がございましたかどうか、またそういう質疑が交わされたかどうか、説明答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 3,000万円から1,500万円に減るわけでございます。その使途について、町当局、また委員の中からも意見は出ませんでした。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、予算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案18件と陳情1件についての討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております各案件について、順次、討論をしてまいります。

議案番号第5号 幸田町税条例の一部改正についてでございます。

この税条例の一部改正は、町県民税の前納報奨金の交付率0.5%、交付限度額5万円を廃止をし、交付額500万円を削減をし、新たに住民に実質的な負担を負わせ、さらに固定資産税と都市計画税の前納報奨金の交付率を0.5%から0.1%に、交付限度額を5万円から1万円に引き下げ、これも実質的な住民負担を新たに2,000万円課すものであります。

町県民税と固定資産税・都市計画税の前納報奨金制度の改悪で住民負担を新たに2,500万円背負わせるという、住民生活を顧みぬ、住民犠牲と住民負担増を2011年度から2012年度へと連続させる、さらなる悪政推進の条例改悪であります。

2011年4月から理由なき公共料金の値上げで約3,700万円もの住民負担増、

さらに住民の収入が減少していることを知りながら、収入が減少した住民の暮らしに寄り添うことができず、住民の収入が減ったから町の税収も減った。国保税収も減るから、6,000万円国保税増税だとして、合わせて1億円もの負担増を住民に背負わせるばかりか、それでもなお不十分だとして、2011年4月からさらなる住民負担2,500万円を背負わせ、住民に痛みを味わわせるのが大須賀町政の確かな力、このような内容であります。改めて、その力が何かを味わわせるのがこの条例改正の内容であります。

個人町民税の前納による財源確保額は約2億円であります。前納報奨金を廃止をすることによって、年4回の期別納付による税額は5,000万円であります。1億5,000万円が個人町民税の前納交付金廃止による影響額であります。

さらに、固定資産税・都市計画税の前納報奨金の交付率を削減する。0.5%から0.1%への削減で、現行交付率で得られていた税額は約15億円あります。それが60%減の6億円程度と見込まれる。約9億円が期別納付に移行することによって、前納制度で得られた財源が9億円減少するというのであります。つまり、前納報奨金の廃止と交付率削減で1億5,000万円もの税収に影響を与えるというものであります。

その影響分を、税収の穴埋めを一時借入金で手だてするとしておりますが、その試算では、6億7,500万円を金融機関から年2%で6カ月間、半年借り入れたとして、その金利負担は675万円だと試算をしております。6億8,175万円、元利返済に要する費用だと、新たな負担だというものであります。

資金運用は、前納報奨金制度の廃止、交付率の削減によって、かえって厳しさを増すもので、目先のそろばん勘定に目を奪われて大もとを見失う例えであります。つまり、小銭をけちって町民の信頼を失うという、大金を失うというものだと指摘するものであります。

さらに、期別納付による金融機関への口座振替手数料が約180万円増加をする。督促手数料も、見込みによる試算はさまざまでございますけれども、その督促手数料増加が約150万円。つまり、一時借入金の利息が675万円、口座振替手数料増加が約180万円、督促手数料増加が150万円、合わせれば1,000万円あります。前納報奨金制度の廃止、交付率削減による町税の非効率な財政運営による財政支出、無駄遣いが生まれてくるものであると指摘するものであります。

このことは、前納報奨金制度廃止と交付率削減によって2,500万円、新たに住民負担を強めることによって生まれる財源が、小銭をけちって町民の信頼を失い、非効率な財政運営、無駄遣い1,000万円を生み出すものであります。その1,000万円を差し引けば、実質1,500万円に縮小するというものであります。

行革だとか、不均衡だとか、不公平感があるなどとして、制度を全廃する、交付率を削減する、その大義名分がみずからの愚策でなし崩しを招き、町民の信頼を失い、自己崩壊への道であると指摘をするものであります。

さらに、3月9日の議案質疑の本会議で、前納報奨金制度の廃止と交付率の削減には反対だが、このことによってつくられた財源を福祉に回すというものであれば、反対すべくもないという発言がございました。いわれなき住民負担や増税も、それが福祉に回される、福祉のためだ、福祉のためだと、その場限りの答弁があれば、増税であっても、

いわれなき住民負担増であっても、賛成をする。福祉を傘に逃げ道をつくり、正当化を図り、増税や負担増に賛成をし、住民生活を顧みぬ態度を隠ぺいするものであると指摘をし、逃げ道をつくる正当化を図るのが、その内容であります。

福祉のためだという逃げ道ではありますが、その逃げ道に逃げ込んだものの、へ理屈を並べ立てなければ正当化できないということもあわせて指摘をするものであります。

町長も部課長も、町税や自主財源はすべからく一般財源であり、殊さら福祉のためという特定財源ではないという、当たり前で原則的な答弁がされておりますように、福祉の言葉にもたれて逃げ道をつくり、自己の賛否の判断を取り繕う、極めてこそくな態度であるということもつけ加えておきます。

次に、議案番号第20号 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

「こんなに保険料を取られては、とても生きてはいけない。長生きは罪なことなのか」と、こういう怒りの声が全国で沸き起こる中で、自民・公明の連立政権が2008年4月、制度導入を強行した後期高齢者医療制度、国民の怒りや不安は広がり、現代版うば捨て山と言われる血も涙もない、この制度は、昨年、国民の審判によって自公政権を退場させた、「自公政権ノー」の選択を突きつけた大きな原動力の一つになったことは、確かな国民の選択であります。

後期高齢者医療制度などという制度をつくっている国は、世界にもどこにもありません。命と健康にかかわる医療に年齢での差別と高齢者への新たな負担を持ち込み、長年、社会に貢献してきた高齢者に苦しみを強いる、これほど人の道に反した政治をしてきたのが自公政権であります。

高齢者をどこまでいじめるのか、戦禍をくぐり抜け、戦後の大変な時代に苦勞をしてきた人たちにひどい仕打ちをする。いつから日本はこんな冷たい社会になったのか。こういう政治に不安と怒りの声が沸き起こるのは当然であります。

高齢者医療保険料は2年ごとに見直しがされ、75歳以上の人口がふえれば、自動的に保険料が上がる仕組みを持つ制度であります。どうして、75歳以上だけが国保や健保から追い出され、別枠の制度に囲い込む必要があるのか。

当時の自公政権の政府は、高齢者の心身の特性を上げて、それにふさわしい医療にするためだと説明をいたしております。わかりやすく言えば、老い先短い高齢者に高度の医療やお金をかけたくない、もったいないというものであります。

この制度の標的にされているのは、高齢者だけではございません。すべての世代に重い負担を押しつける制度でございます。政府は、世代間の負担の公平などと言って、あたかもこの制度が現役世代の負担の軽減をさせるようなことをしております。この制度の最大の標的とされているのは、現役の世代、特に団塊の世代であります。

この団塊の世代の後期高齢者、高齢化のピークになるのが2025年、この時点で75歳以上の医療費を5兆円以上削減をする、そのための制度設計が75歳以上を標的にした後期高齢者医療制度であります。

幸田町の加入者は3,157人、そのうち年金額が月額1万5,000円以上、年額18万円以上あれば、年金額から保険料を天引きされる。天引きされる人は、2,450

人であり、全体の77.6%に達します。

年収18万円以下の高齢者は707人、22.4%の人たちは、普通徴収、自主納付で、窓口払い口座振替で保険料を納めますが、少しでも滞納すれば、短期保険証に切りかえたり、資格者証に容赦なく切りかえる、こういう仕組みを持つのがこの制度でもございます。

保険料は2年ごとに見直しされ、改定された10年度の改定で、所得割が7.4%から7.85%へ、均等割は4万175円から4万1,840円に、年額平均7万3,998円から7万7,658円に、前期より4.95%、3,660円も引き上げられ、今でも少ない年金がさらに減り、むしり取っていく仕組みでもございます。

その一方で、愛知県の広域連合には基金が20億円ため込まれております。この基金を活用して保険料の引き下げをすべきであります。

保険料の際限ない値上げや別枠の診療報酬による差別扱いの導入をされてまいりましたけれども、2010年度から後期高齢者用の診療報酬は廃止をされてまいります。

しかしながら、90日を超える入院患者の追い出しをねらった後期高齢者特定入院基本料、基本料金がすべての年齢に拡大をされる、長期入院高齢者の摘発、早期退院を勧めるために、後期高齢者退院調整加算、お金で物を釣るような、こういう制度を導入し、65歳から74歳にも、その対象を拡大するというものでもございます。

保険料の年金天引き、保険証の取り上げ、さらに75歳になったら家族の医療保険から切り離しをし、後期高齢者医療保険に強制的に移していく。例えば、夫が75歳、妻が74歳以下の夫婦が別々の医療保険に生き別れをさせられる、こんな理不尽な後期高齢者医療制度は廃止をする以外に、その生きる道はございません。

私ども日本共産党は、後期高齢者医療制度を廃止をし、以前の老人保健制度に戻す。老人保健制度には、高齢者の窓口負担を軽減する財政調整の仕組みがございまして、制度自体に、差別をしたり、医療給付の抑制をする仕組みがあるわけではございません。後期高齢者医療制度を廃止して、老人保健制度に戻せば、保険加入、保険料、診療報酬、健診や人間ドック、葬祭費など、あらゆる差別は一掃されるものであります。

その後の改革として、私ども日本共産党は、一つは、先進各国では当たり前の医療費の窓口負担ゼロを目指す。高齢者と子供の医療費を無料化する。二つ目は、減らされ続けてきた国保の国庫負担を復元をさせ、国保税を引き下げるといふ、二つの政策を提起をしているものであります。

老人保健制度への復活は、差別温存の根を断ち、窓口負担を無料化、保険料負担の軽減、国庫負担の増額など、抜本改革に踏み出す、その第一歩でございまして。

民主党政権の制度廃止先送りに対し、政府は老人保健制度に戻すのに最低2年はかかる、あるいは現場が苦勞するなどの言いわけをいたしております。

その言いわけに対して、もとのシステムに戻すことは、新しいシステムを構築するよりも時間もリスクも少なく済む、あるいは3カ月から半年あれば、すぐにでももとの老人保健制度に戻すことは可能だと、専門家や現場の声が上がっております。

民主党政権の廃止、先送りに対し、今、全国各地で後期高齢者医療制度即時廃止を求める集会在広がっております。世論と運動をさらに広げ、現代版うば捨て山を閉山に追

い込み、公的医療保障の抜本的拡充へ新たな道を切り開くために私どもは全力を挙げていることを申し上げ、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時54分

---

再開 午前10時05分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

4番、池田君。

〔4番 池田久男君 登壇〕

○4番（池田久男君） ただいま討論に付されている案件のうち、第17号議案 平成23年度幸田町一般会計予算について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

その第1点、財源確保について。

リーマンショックからいまだ企業の納税回復まで至っていない状況が続いております。本町においても財源確保が心配されている中で、新駅の建設、幸田駅前区画整理事業など、事業の中断が許されない大型プロジェクトが進行中でございます。

新年度の予算は、一般会計が対前年度比22%の増、154億2,000万円と、過去最大で編成された。増加の主な要因は、新駅関連で約31億円、消防のはしご車の更新などであります。この財源確保は、基金の取り崩しと、国・県からの交付金の増加により確保されました。

交付金の増加は、本町の計画的な事業メニューの作成、要望を国・県が採択し、社会資本整備総合交付金として交付されるものと聞いております。

また、基金は、新駅建設を想定した準備金などの取り崩しであります。財源確保に向けた本町の努力成果を評価したいと考えます。

第2点目、事業メニューのバランスと当面の個別配慮についてであります。

新たな第一歩、発展のいしずえを築くための予算と位置づけ、「確かな力で心のかよう幸せなまち」の実現に向け、主要事業が示されました。

平成24年春に開業予定を目指す新駅設置とその周辺整備、福祉巡回バスの新規購入と再編、産業活性化支援、介護者の精神的・肉体的及び経済的な負担のさらなる緩和を図る住宅介護手当の支給、暑さ対策として、保育園完全空調化、中学校普通教室に扇風機設置などあります。

環境・産業・福祉・教育対策など、各般にわたるバランスと子育て支援、在宅介護の福祉対策が配慮されたものとなっている。

第3点目、一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れについてでございます。

一般会計からの繰り入れは、療養給付費の増加によるものである。制度の維持と健全化のため、やむを得ない措置と考えます。

第4点目、事業仕分けについて。

町長のマニフェスト、持続可能かつバランスのとれた行財政運営のため、本町始まっ

て以来の事業仕分けの取り組みがあります。

事業仕分けは、個別の事業費、事業効果を細かく説明し、事務事業の改善を町民参加で取り組むものであります。画期的なものと考え、大きく評価するものでございます。

第5点目でございます。イベントの事業についてでございます。

町民の楽しみとなっている桜まつり、彦左まつりなど、イベントも従来どおりの予算となっている。

第6点目、総合評価についてでございます。

本町の将来を展望した中で、「確かな力で心のかよう幸せなまち」の実現に向け、23年度のあるべきまちの姿を見据えた予算編成と判断するものであります。

最後に、今回の東日本大震災を教訓として、今後の防災対策としての安全と安心の確保、備蓄品の再点検、近隣市との相互連携の強化など、さらなる見直しを求めて、賛成討論といたします。

以上です。

〔4番 池田久男君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 第6号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、第20号議案 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計予算について、同じ内容でございますので、あわせて討論をいたします。

国民健康保険は、日本の人口の3割以上、3,900万人以上が加入する日本で一番大きな医療保険です。憲法25条を具体化し、皆保険制度の土台をなしているのが国保で、この最大のポイントは、日本国民に安心して医療を提供するという点であります。

国保の加入世帯は毎年増加をしており、この要因は、退職に伴って、それまでの健康保険から国保に加入することによります。それだけではなく、リストラや倒産などによる失業、パートやアルバイトなど、非正規雇用による国保加入がふえていることも増加の要因であります。

国保は、退職者、無職の人、低所得者などの加入が多く、事業主の負担がない制度であり、もともと国保加入者が支払う保険料だけでは成り立たないもので、国の責任として国保に対する国庫負担が行われてきました。

ところが、1984年以来、国庫負担がどんどん削減をされ、50%の国庫負担であったものが2007年度には約25%にまで半減させられてきました。

また、市町村国保に対する愛知県の支出金は、1997年度に28億円計上されていたものが年々大きく削減をされ続け、2010年度県当初予算では、わずか1億7,000万円の計上にとどまっております。

憲法第25条は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国は、すべての生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、国民の生活する権利、国の責務をうたっております。

国民健康保険事業は、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的に定めてお

ります。

国保税は、国庫負担金及び県補助金の大幅削減が原因で、払いたくても払えない国保税に引き上がってしまったのであります。国・県に対して増額を強力に働きかけるべきであります。

今、国保税は、所得の1割以上を占める割合となってきました。所得割基礎課税額と後期高齢者支援分合わせて5.83%を6.6%に0.77%引き上げることによって、モデルケースでは、100万円の所得で13.7%が14.22%に、200万円の所得では10.93%が11.58%に、250万円の所得で9.91%が10.58%に、300万円の所得で9.23%が9.92%、400万円の所得で83.82%が9.09%へと、低所得者ほど所得に占める国保税の割合が高くなります。今回の引き上げで、所得の14%以上にも国保税を支払わなければならなくなり、到底払えるものではありません。

日本共産党の志位委員長が国会で、「所得の1割以上の国保税を支払わなければならないのは、相当高いとの認識か」と追求したところ、菅首相は「負担感としてはかなり重いと感じている」と答弁するなど、国会でも認めていることでもあります。

ところが、通常国会には、課税限度額の引き上げが提出をされております。平成23年度予算は、法定限度額までの引き上げで1,000万円の増収を見込んでおります。現行は68万円の限度額を一気に9万円引き上げ、77万円にするもので、123世帯に影響が及ぶものであります。

据え置くのは、中間所得層の負担がかかってくるから引き上げるといいますが、もともと国保税そのものが高過ぎて払えない国保税になっているのですから、所得割と課税限度額の引き上げは、滞納者をさらに増加させるものと指摘できるものであります。

今や国保は、財政難、高い国保税、そして滞納者増という悪循環となってきました。高過ぎる国保税を払える国保税にするためには、低所得者が多く加入し、国保に事業主負担もない国保は、適切な国庫負担なしには成り立たないものとなっております。

同時に、一般会計からの繰り入れをふやすべきであります。前年度に比較をして5,000万円増額し、県平均としたと、1人当たり1万1,732円の繰り入れであります。平成21年度に比較をして21位でありますから、不足分は一般会計からの繰り入れで、引き上げは撤回すべきであります。

次に、後期高齢者医療制度の改革と合わせて昨年5月に成立をした改定国保法で、広域化等支援方針で愛知県でも策定をされ、徴収率引き上げが当面の課題として取り組まれています。国保の広域化に当たって保険料の算定方法を法令で定め、都道府県単位の運営主体で一般会計からの繰り入れを行う必要は生じない仕組みとするとしております。

幸田町も含め、多くの市町村では、住民の保険料負担を軽減するために、一般会計から繰り入れをしております。繰り入れをなくせば、医療費の増加が国保税の引き上げに直結をし、今でも高過ぎる国保税がより一層高くなることは明らかであります。

国保の広域化が国保税引き上げと給付の抑制、住民の声が届かない組織運営につなが

ることも、後期高齢者医療制度の広域連合で実証をされております。国民健康保険を都道府県単位とする広域化には賛成できません。

今回の国保税の引き上げは、医療分2,270万円、後期高齢者支援分890万円、課税限度額の引き上げで123世帯1,000万円で、合わせて4,260万円の負担増であり、賛成できるものではありません。

一般会計からの繰り入れをさらに増額をし、低所得者減免の実施と18歳以下の均等割の軽減で国保税の引き下げを求めて、反対討論といたします。

次に、第17号議案 平成23年度幸田町一般会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

民主党が政権についてから1年半以上がたちました。完全失業率は2009年9月時点で5.3%で、2010年10月で5.1%と、ほぼ横ばいで推移をしております。とりわけ15歳から24歳では、働きたいと思っているのに就職できないでいる人が同世代で5人に1人という大変深刻な状況であります。リーマンショック以後、大規模な派遣切りなど、不安定雇用によって生活不安は増すばかりであります。それだけに、厳しさを増している町民の生活を支え、地域経済をどう立て直すかが問われるものであります。

本予算案は、「8つの誠で幸せなまち」をと訴えてこられた大須賀町長の初めての予算編成であります。下水道の使用料を初め児童クラブ、放課後子ども教室、学校体育施設スポーツ開放、グラウンドゴルフ場、公共駐車場、不動ヶ滝園地、勤労者体育センターなど、生活に密着した使用料・手数料の値上げは、子供から高齢者に至るまで負担を求めるものとなっております。

一方で、中部電力、東邦ガス、NTTなどの道路占用料は引き下げで、大企業には軽減をするなどという内容であります。

このように、企業には負担を軽くし、住民には痛みと負担を押しつけるものと指摘するもので、到底容認できるものではありません。

リーマンショック以降における経済不況は、町税収にとっても大きな打撃となりました。法人町民税は前年度予算では8,570万円に落ち込んでしまいましたが、本予算では若干の回復で2億円を見込みましたが、償却資産に係る固定資産税が減少し、財政が厳しい状況に変わりありません。

しかし、大企業の利益は回復をしてくれており、もうかっている企業には税率を引き上げ、財源の確保を図るべきであります。

全国では78%の自治体の実施をしており、県下では知立市や蒲郡市など13市1町が実施しております。法人町民税の税率を法定上限いっぱいの14.7%に引き上げ、財源を確保すべきであります。

都市計画税は、税制度上、大きな矛盾を持つもので、全町下水道化が完了したらなくすということで、段階的に引き下げてきました。計画的に廃止すべきであります。

近隣市町とバランスを考慮し、使用料・手数料の見直しをすると、理由なき公共料金の値上げで806万円の負担を押しつけました。これは、受益者負担の公平を確保する見地から、施設やサービスなどを利用・使用する場合に実情に応じた負担をお願いする

として強行したものであります。なぜ、町民への負担増が秩序ある健全な行財政運営なのか、全く理由のない言いわけではないでしょうか。

一般会計の予算額は154億円と、今までにない予算編成であります。前年度に比べ28億円の増となり、22%のアップであります。その最大の要因は、2012年春開業予定のJR新駅建設と周辺整備に30億円投入するからであります。

主な財源は、基金からの繰り入れで、都市施設整備基金16億円、国の交付金7億7,000万円、町債4億5,000万円、そして一般財源から2億円であります。

2011年度末の基金残高見込み額は、財政運営のためとして、財政調整基金14億円繰り入れなどで30億円であります。苦しいときこそ基金で対応し、町民の暮らし・福祉・教育の充実に回すべきと指摘するものであります。

起債は、新駅関連で4億5,000万円、減収補てん債で2億円などありますが、年度末見込みは86億円で減少見込みとなっております。起債は後年度負担となり、開発優先の借金行政は改めるべきと指摘するものであります。

町長の公約として、事業仕分け事業が予算化されました。パフォーマンスで終わるのではなく、住民の目線に立って、無駄な事業の見直しが求められるものであります。

(仮称)相見駅設置促進活動団体助成金のように、実現をし、開業を待つのみであるのに、こういうところにこそメスを入れるべきではありませんか。

コミュニティバスとして4ルート計画で、福祉巡回バスを充実させます。子供たちが安全・安心して下校できるように、バスの増車に対応するように求めます。

小規模工事契約登録制度は、入札参加できない中小業者が公共の受注機会ができる制度で、道を開いてきました。しかし、契約金額が20万円以下で、幾ら公共の仕事ができるからと言っても、平均水準以下となっております。せめて県下の平均並みの50万円に引き上げるべきであります。

ことし7月24日、アナログ放送の終了に向け地デジ対策が進められていますが、住民側の準備は期限までに追いつきそうもありません。経済的に困難な人への支援策を初め期限が限られていることから、きめ細かな相談窓口対応などが必要であります。支援の拡充は当然であります。地デジ対策のおくれは明らかになっております。国が一方的に地デジに移行することで、地デジ難民を生まないように求めるものであります。

4月1日から愛知県議会議員選挙、4月19日から幸田町議会議員選挙と、統一地方選挙の年であります。一番身近な選挙であり、地域ぐるみ・企業ぐるみ選挙が横行しております。有権者の自由な意見が踏みにじられ、区の組織を使って割り当て当番で借り出すことはすべきではありません。選挙管理委員会は、有権者の自由な意見表明を守り、後々選挙によるしこりが残らないよう、指導・啓発をすべきであります。

学費が払えずに卒業や進級できない高校生をなくしたいという世論と運動の高まりの中で、厚労省は滞納した高校の学費支払いのために生活福祉資金、教育支援金の貸し付けを行う特例措置を決定をし、月額3万5,000円的生活福祉資金貸し付けを滞納が発生したときまでさかのぼって行うもので、社会福祉協議会が実施をいたします。経済的理由で中途退学に追い込まないように、制度をPRすべきであります。

介護手当の引き上げ月額1万円は、評価するものであり、在宅介護者に対する支援の

充実となります。

障害者計画の見直しが行われます。障害者の地域生活を支えるための施策を盛り込んだ地域移行支援計画を策定するもので、地域生活支援事業の抜本的な強化をすべきであります。

また、発達障害者等に対する支援の充実を求めます。

5歳児健診の実施は、子供たちの成長・発達と保障の取り組みであります。子育て支援の一環として、5歳児を対象に健診を実施するように求めます。

子どもの権利条例が4月から実施となります。名ばかりではなく、初年度として実効ある具体化に向けた取り組みを求めます。

昨年の夏は耐えがたい暑さで、熱中症対策として保育園・児童クラブの完全空調化は評価をするもので、早い時期の設置と町内業者への工事発注で育成支援に取り組みたい。

子ども手当などの現物給付の拡充だけでなく、保育園の待機児解消を初めとして、安心して子育てしやすいまちづくりと総合的な子育て支援の充実を願う声は切実であります。空き待ちだから待機児ではないとする対応ではなく、どの子どもも安心して預けられる保育園にするためにも、働きたいという父母の願いにこたえられるようにすべきであります。

老朽化が進むわしだ保育園の改修は進めるべきであります。増築ではなくて、新たに相見地区での新設を計画的に取り組むよう求めます。

また、幸田小学校区での児童館や中高生の居場所など、人口急増地区の子育て支援に取り組まれるべきではないでしょうか。

児童クラブが手狭になり、共働き家庭の要望にこたえられておりません。保育園を利用して働き続けてきたにもかかわらず、小学校になったらお迎え時間に間に合わないなど、小1の壁にぶつかります。児童クラブの時間延長と小学校3年生以上でも希望する子供たちが利用できるように充実すべきであります。

ようやく子宮頸がん、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの無料接種が実現しました。子供の命と健康を守るワクチンが、死亡事故が起こったことによって延期となっていますが、原因究明と安全性の問題が解決し、早期に実施できるように願うものであります。

また、産後健診は、三好市・安城市など、県下で19市町村が実施をし、安心して子供を産むことができるようになっており、幸田町でも実施すべきであります。

葬儀用祭壇貸付事業は、安価で葬儀が行える住民福祉で、揺りかごから墓場までを貫く事業であります。ところが、業者が建てたセレモニーホールによって葬儀の高額化を招いています。しかし、今、長引く不況によって、高い葬式費用の負担ができず、直葬がふえてきている傾向となっており、ますます町の祭壇貸付事業は守り、発展させるべきであります。蒲郡斎場の整備計画は、十分に協議をされるよう求めるものであります。

ごみ袋が高いというのは、町民の認識となっており、ごみ処理費用の3割負担を上乗せをしたごみ袋料金はやめるべきと主張するものであります。一般家庭の年間使用枚数は無償配布をし、それ以上を超過するごみ袋は有料とすべきものではありませんか。

政府は、日本農業に壊滅的な打撃を与え、雇用や経済にも大きな影響を与えている環

太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）について、農業、漁業者、消費者が強い反対を表明する中、情報収集のための協議を始めているとしております。

ＴＰＰ参加により農産物の生産減少額は、農水省試算で、全国で３兆１，０００億円、愛知県では、県試算で８２０億円で、農家は大打撃となります。米価の下落で大規模経営でさえ経営が困難になっている上に、さらに米輸入まで自由化してしまえば、農業経営は全く成り立ちません。政府・民主党が掲げる食料自給率向上の公約に逆行するばかりか、食料自給率も先進国最低の現在の４０％からさらに下がり、農水省試算によれば、１４％に激減します。食品関連や輸送など、広範な業種で雇用が失われ、地域経済にも大打撃となります。ＴＰＰに反対し、農業を守る立場に立たれるよう求めます。

地元中小業者の仕事づくり、地域経済振興を目的とした住宅リフォーム助成制度が全国２００近くに広がっております。国会でも、日本共産党の市田書記局長の代表質問に対し、菅首相は、「自治体を実施する住宅リフォームへの助成制度については、社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後ともこのような取り組みを支援していく」と答弁しております。蒲郡市や設楽町のように、町民や業者に喜ばれ、地域経済の活性化につながる住宅リフォーム制度を早急に実施すべきと求めるものであります。

町営住宅の配管の老朽化で水漏れなどのトラブルが起こり、応急対応しておりますが、抜本的な改修が必要です。また、住宅に困っている低所得者に低家賃の住宅を提供する政策もなく、公営住宅建設計画すらありません。民間アパートの借り上げで町営住宅並みで入居できるように提起するものであります。

非正規雇用や不安定雇用で賃金が低下し、年収２００万円以下の労働者が増加している中で、住宅は福祉という転換をすべきと求めるものであります。

３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震、東日本大震災は、大地震と巨大津波で多くの行方不明者と人命を奪い、まちが崩壊をし、被害も時がたつほど大きくなってきております。

さらに、福島原発による放射能被害は、今までに経験したことのない大災害であります。被災地の一日も早い復興と原子力災害に全力で取り組み、これ以上被害を拡大しないように手だてをとることでもあります。

マグニチュード９．０は、被災地も極めて広大な地域に及ぶ未曾有の規模の震災で、改めて防災対策の抜本的な見直しをすべきと求めるものであります。

想定する東海地震の震源域の真上にある浜岡原発は運転停止すべきであります。日本の原発安全対策は、国際的な基準を軽視をし、今回のような地震が起こることを想定した対策をとっていませんでした。

今回の震災を通じて、従来日本の原発政策が安全を確保する上でふさわしいものとなっていないことが改めて明らかとなりました。

中部電力、浜岡原発は、幸田町から８０キロ圏内で、予想される東海地震の震源域の真上にあり、今回と同じような規模の巨大地震に襲われる可能性が高いと指摘をされております。

巨大地震発生時に原子炉が緊急停止した場合でも、崩壊熱を除去するための機器冷却系のトラブルによって炉心熔融などの重大事故が発生する可能性が大きく、一刻も早く

運転を停止すべきと求めるべきであります。

政府の地震調査委員会は、「今後は他の地域でも連動地震が起きるとの発想も大切かもしれない」と述べ、地震評価法の再検討も示唆いたしました。

また、東京都は、水道水が放射能汚染で基準を超える値が出たとして、乳幼児の飲用をやめるように発表し、首都圏は大混乱であります。毎日使う飲用水が放射能汚染されたら、健康被害と命にかかわる重大なことであります。

福島原発の事故は、人災とも言うべきもので、これ以上被害が拡大しないよう早急に対策を求め、被災地の支援は万全を期す取り組みを求めるものであります。

耐えがたい暑さで勉強できる環境ではないと悲鳴が上がった今年の夏、熱中症対策として中学校教室にようやく扇風機が設置されることになりましたが、小学校は置き去りであります。小学生に比べ授業時間数が多く、夏休みの補習や部活などもあり、中学校を優先したという理由で、小学校の教室の扇風機は次年度以降に後回しであります。

一教室当たり4台設置をし12万円で試算をすると、小学校の教室96教室分で1,152万円あれば実現可能です。小・中学校ともに同じ教育環境の中で学ぶことができるようにすべきであります。

中学生海外派遣は、一部の生徒だけの事業であり、差別化を持ち込むもので、保護者や住民の批判の強い事業であります。343万円は、すべての小・中学生が参加する修学旅行報償費に回し、保護者の負担軽減に回すべきと求めるものであります。

町民会館、図書館、プールの指定管理者制度は、人件費抑制行政、コストの削減が目的の制度であります。4月から5年間の再指定となりますが、さらにコスト削減で、とてもやっていけないというのが本音であります。指定管理者の職員は、正規、パート、嘱託と雇用形態はさまざまありますが、低い賃金で官がつくり出す官製ワーキングプアをつくり出すものとなっております。

3月1日に岡崎労基署が就労状況と時間外勤務についての調査で、是正勧告するなどからも明らかとなっております。地方自治体が行う工事や委託業務などの労働者の適正な労働条件と質の確保をするため、公契約条例を制定すべきと提起するものであります。

非核平和都市宣言を求めるものであります。核兵器廃絶は、人類の共通の願いであり、被爆国としての役割であります。草の根から広げていくためにも、幸田町として非核平和都市宣言をすべきであります。

最後に、地方自治体の仕事は、住民の福祉・暮らしを守ることです。長引く不況で住民の暮らしが大変なときこそ、住民の暮らしを支援する町政を進めるよう求め、反対討論といたします。

次に、第21号議案 平成23年度幸田町介護保険特別会計予算についてであります。

政府は、2012年度の制度改定に向け、現在行われている国会に介護保険改正法案を提出をし、介護取り上げが強行されようとしております。

改正案は、地域包括ケア推進をうたい、施設から在宅へシフトするため、重度の要介護者に対するサービスを新たに創設をする一方で、要支援1・2と軽度判定された高齢者は、市町村の判断で介護保険制度の枠組みから外し、市町村の裁量に任せられ、財源も限られる地域支援事業に移すことができるようにするなどとしております。

要支援者が多く利用している介護保険サービスの中に、ホームヘルパーによる掃除・洗濯・調理などの生活援助があります。しかし、市町村の判断で要支援者を保険サービスの対象外にできる仕組みは、ヘルパーの生活援助を取り上げることにつながります。

現在は、要支援と認定された人には、保険サービスを受ける権利があります。ところが、今回の法改定で、総合サービスを新設する目的について、厚労省は、現行制度で不十分な要支援者への見守り配食や非該当者へのサービスを多様に提供することだとしていますが、ボランティアによる配食など、安上がりの総合サービスと引きかえに、ヘルパーによる生活援助など現行の保険サービスを要支援者から取り上げるというのは、保険給付の切り下げにほかなりません。

また、65歳以上の保険料は3年ごとの見直しで、2012年度は改定の年であり、見直しに向けて、今年度、ニーズ調査を実施いたしました。厚労省は、昨年の社会保障審議会介護保険部会で、現在の平均月額4,160円から5,200円程度となる試算を示し、それを抑えるために負担増とサービス削減が必要との案を提示しました。しかし、強い批判の声が起こり、当面、来期は財政安定化基金のうち市町村の拠出分と市町村の介護給付費準備基金を取り崩し、月額5,000円程度に抑えるとしております。年金の生活の高齢者にとって月額5,000円、夫婦で1万円の負担は、抑えたなどと言えるものではなく、過酷な負担増であることは明らかであります。

多くの高齢者が保険料・利用料の負担を理由に利用の抑制を強いられ、国の責任は放棄し、高齢者に負担増を押しつけることは納得できるものではありません。

介護保険制度が始まって11年です。見直しは、何よりも当事者である利用者、家族が置かれた現実から出発すべきであります。

高齢期を安心して過ごしたいというすべての高齢者の願いに沿った見直しを求めるものであります。そのためには、国庫負担をふやして、介護保険料を軽減し、減免制度の充実を求めるものであります。

特別養護老人ホームの待機者の実態把握がされていないばかりか、町内の待機者もあふれ、入所できません。特別養護老人ホームの増設やショートステイ・デイサービスの充実で、安心して介護が受けられるように求めて、反対討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、医療の現場は、目の回るような忙しさであります。特に、看護師では、慢性疲労が77.6%、健康不安が64.7%にも達し、やめたいと思っている看護師が73.1%に及んでいます。

人手不足は、患者の命と安全も脅かします。この3年間に「ミスやニアミスを起こしたことがある」という回答が86.1%にも達しています。医師の場合も深刻で、病院勤務医の週勤務時間は平均66.4時間で、退職者が後を絶たず、医師や看護師の不足

が全国各地で問題になっております。医師や看護師不足で公立病院の存続が危ぶまれるなども大きな問題となっております。

近隣では、蒲郡市民病院や岡崎市民病院などで診療科の減少で、医療が受けられない実態が広がっております。看護師の3交代勤務では、日勤を終え夜勤につくときには6時間も確保できないなど、過酷な勤務条件で働いているのが実態であります。

また、月8回以内の夜勤とされているにもかかわらず、月に15から16回の夜勤など、全く改善をされておられません。医師や看護師などの増員で負担を軽減し、安全・安心な医療が受けられる体制づくりが必要であります。そのためにも、ILO看護条約を批准し、看護師確保法を実効あるものにしていくことでもあります。

ILO国際労働機関は、1日8時間労働、母性保護、児童労働に関する法律、さらに職場の安全や平和な労使関係を批准する一連の政策といった産業社会の画期的な成果を生み出してきました。

また、ILO看護条約は、1977年に採択されましたが、日本はまだ批准していません。看護師の数は欧米に比べてまだまだ少なく、夜勤8回以内が守られていない中、日本は勧告を受けております。

東日本大震災では、被災に遭った住民に対し不眠不休の医療体制で命と健康を守っております。今こそ、安心して医療や介護が受けられる体制づくりをすべきであり、この陳情をぜひとも採択し、国に対して意見書の提出を求めて、賛成討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時50分

---

再開 午前10時59分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第3号議案 幸田町職員等の旅費支給条例及び幸田町葬儀用祭壇使用条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案 幸田町税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合同約の変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案 西三河地方教育事務協議会を設置する市町の数の減少及び西三河地方教育事務協議会規約の変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案 財産の取得について（はしご自動車30メートル級）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案 町道路線の認定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第17号議案 平成23年度幸田町一般会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第17号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第18号議案 平成23年度幸田町土地取得特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第19号議案 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第21号議案 平成23年度幸田町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第22号議案 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第23号議案 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第24号議案 平成23年度幸田町下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第25号議案 平成23年度幸田町水道事業会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成23年3月2日に招集された第1回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時08分

○議長（鈴木三津男君） 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成23年第1回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、本定例会に当たりまして、去る3月2日から本日まで23日間の長期にわたり、大変御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議をいただき、私どもが提案をさせていただきました全議案とも可決・承認を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の際にいただきました御意見・御指摘等を十分に留意いたし、今後の行政の執行の面に生かしてまいりたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

また、6名の議員の皆様方からいただきました一般質問につきましては、どなたの御質問も時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきました。さらに検討を加え、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

特に、平成23年度当初予算関係につきましては、私が昨年8月に就任してから初めての予算編成となりました。

長引く景気低迷の中、当分回復が見込めない状況ではありますが、第5次総合計画に掲げる6本の柱を中心に、安全・安心なまちづくりを初め生活基盤の整備、福祉・教育の

充実に努め、確かな力で心の通う幸せなまちの実現に向け、全力で取り組んでいく所存でありますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

ここで、2点ほど報告させていただきます。

まず1点目といたしましては、東北地方太平洋沖地震で負傷された方及び被災された方へのお見舞いと、犠牲になられた方へのお悔やみを申し上げたいと存じます。

戦後最悪の災害被害となり、今後は生活支援等の復興支援が緊急の重要課題となる中、本町の対応としましては、3月13日の4名の消防隊派遣に引き続き、3月17日は2名の支援隊を派遣し、3月23日の午前11時に2名の支援隊を派遣し、今後も継続的に応援出動を予定してまいります。

また、3月14日に義援金の受け付けを開始いたしまして、3月22日からは支援物資の受け付けも開始いたしました。

今後、公費による見舞金の支出も考えていきたいと考えております。

2点目は、人事異動の件でございますが、今年度末に12名の職員が退職予定でありまして、これまでそれぞれの立場で努力してくれましたことを改めて謝意を表したいと思っております。

とりわけ、その中には部長級4名が含まれております。総務部長の新家道雄君、環境経済部長の松本和雄君、教育部長の牧野良司君、消防長の酒井利津夫君であります。幸田町の行政の発展のためにそれぞれの立場で行政実務のかなめとして努力してくれたことに対しまして、心からその功績に対し謝意を表したいと存じます。

新家総務部長につきましては、昭和49年に本町職員として採用され、37年間にわたり勤務され、平成10年に土木課長、平成15年に産業課長、平成17年に企画情報課長、平成20年に総務部次長兼企画政策課長、平成21年から総務部長として町政全般にわたり幅広く町政の進展に寄与してくれました。感謝申し上げたいと思います。

次に、松本環境経済部長につきましては、昭和45年に本町職員として採用され、41年にわたり勤務され、平成7年に下水道課長、平成17年に土木課長、平成19年に建設部長、平成21年から環境経済部長として建設・経済部門で長く町政の進展に寄与してくれました。本当にありがとうございました。

次に、牧野教育部長につきましては、昭和54年に本町職員として採用されまして、32年にわたり勤務され、平成10年に出納課長、平成12年に税務課長、平成13年に学校教育課長、平成20年に教育部次長、平成21年から教育部長として教育行政の進展に寄与してくれました。感謝したいと思います。

酒井消防長につきましては、昭和51年に本町職員として採用され、35年間にわたり勤務され、平成10年に消防署長、平成20年から消防長として町民の財産や生命を守り、消防行政の進展に寄与してくれました。感謝したいと思います。

改めて、これまでの努力に心から重ねて謝意を表するとともに、健康に留意をし、これからも現役の職員に対する指導・助言も合わせ、一町民の立場で町政を見守ってほしいと心から願っておりますのでございます。

次に、新年度の4月1日付の人事異動でございますが、お手元にお届けしてあるかと思いますが、今年度におきましては、新規採用職員は16名でございます。職員総数は

319名で、昨年と比べますと1名の増でございます。

今回の異動は総勢130名でございます。異動に当たっての基本的な考え方は、防災安全課の新設に伴う体制の充実、それから女性職員4名を課長補佐に昇格、事業仕分け実施に伴う体制の整備、効率的な行政運営を引き続き円滑に進めるために適材適所の職員配置をいたしました。よろしくお願ひしたいと存じます。

最後になりましたが、議員の皆さんにおかれましては、町議会議員の4年間の任期が4月29日に満了を迎えることになりまして、再度選挙に臨まれる方、また今回をもって退任される方、さまざまであろうかと思いますが、これまでの御指導・御尽力に対し敬意と感謝を申し上げますとともに、議員各位にはくれぐれも健康に御留意いただきますよう、そしてまた町政に対しても変わらぬ御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

- 議長（鈴木三津男君） ここで、3月末で退職されます新家総務部長、松本環境経済部長、酒井消防長、牧野教育部長の4名から発言の申し出がありましたので、発言を許します。どうぞ、順次。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

- 総務部長（新家道雄君） ただいま町長から過分な御紹介をいただき、またこのようなあいさつの機会を与えていただき、まことに恐縮いたしております。

正確には36年と半年でございます。定年まで勤めることができましたのは、自分の努力だけでは決してございません。町議会の議員各位の御指導、町長初め役場職員の支え、さらには仕事でかかわりのあった数多くの町民の方々が温かく見守っていただいたからこそ、勤め上げることができたと思っております。

私は、町外からの出稼ぎ職員であります。しかし、いつの間にか皆さんから幸田町民同様に接していただき、大変ありがたく、感謝いたしております。私自身も、気持ちの上では幸田町民になり切っておりました。幸田町は私のふるさとでございます。素直に感じております。石川啄木の歌を拝借しますと、「遠望峰山に向かいて、言うことなし」であります。

最後に、幸田町のますますの発展と皆さん方の御健勝を御祈念申し上げて、意は尽くせませんが、退職のあいさつにかえさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

〔環境経済部長 松本和雄君 登壇〕

- 環境経済部長（松本和雄君） それでは、貴重な時間を割いていただきごあいさつをさせていただく場を設けていただきまして、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

ただいま町長から身に余るお言葉をいただきました。まことにありがとうございます。

私は総務部長と違ひまして、蒲郡市に生まれ育ちました。昭和45年4月、まさに幸田町、右も左もわからない状態で就職をいたしました。以来、41年間、大変お世話になりました。

思えば、あっという間に過ぎてしまった年月だというふうに考えております。その間、幸田町の住民にも仲間入りし、幸田町の成長期と合致したこともございまして、重立った幹線道路や生活道路の整備、圃場整備、下水道、集落排水等々、多くの社会基盤の整備や、時としては災害復旧事業などに対して、微力ながらもかかわってこられたことは、技術職員として大変幸せなことでもございました。

こうした公務員生活を送ることができましたのも、議員各位や先輩上司の御指導をいただき、後輩にも恵まれ、助けられてきたおかげでございます。まだ卒業する実感もなく、若干の心残りもございますが、後は多くの優秀な後輩に安心してバトンタッチをまいります。

最後になりましたが、議員各位の御健康とますますの御活躍をお祈り申し上げます。本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

〔環境経済部長 松本和雄君 降壇〕

〔消防長 酒井利津夫君 登壇〕

○消防長（酒井利津夫君） 退職に当たりましてあいさつの機会をいただきましたことは、まことにありがとうございます。一言お礼の言葉を申し上げます。

また、ただいま町長から身に余るお言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。

私は奉職から35年、消防の職に身を置き、ほんの一端ではありましたが、町民の皆様安全に寄与する仕事を担当できましたことを本当に喜んでおります。

顧みますと、昭和51年に奉職し、以来35年、長きにわたりみずからの職責を果たすことができました。

また、本町では災害も少なく、大過なく過ごせたのも、これまたひとえに皆様方の一方ならぬご厚情のたまものと、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

退職後は、健康に留意しまして、一住民としまして地域のために少しでもお役に立つ人生が送れたらと思っております。

最後に、議員各位におかれましては、お体に十分御自愛いただきまして、町政発展に一層の御活躍を祈念いたしまして、退職に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

大変長い間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

〔消防長 酒井利津夫君 降壇〕

〔教育部長 牧野良司君 登壇〕

○教育部長（牧野良司君） 退職に当たりまして、このような機会を設けていただきまして、ありがとうございます。一言お礼を申し上げます。

先ほど町長から過分なお言葉をいただき、大変恐縮をしております。

私は、昭和54年に三つ目の職場として、この幸田町に奉職いたしました。以来、教育委員会で通算18年、財政畑で14年、合わせて32年が経過をして、この3月をもちまして退職することといたしました。

この間、子供たちのため、あるいは町民のためという視点に立って頑張ってきたつも

りでありまして、少しは幸田町のために寄与できたのかなというふうに思っております。

その中で、教育委員会では、北部中学校を除く八つの小・中学校の校舎・体育館の増改築などの施設整備が、また財政におきましては、財務会計システムの導入、あるいは決算統計などが特に印象に残っております。

本日、この場でごあいさつできますのも、ひとえに議員の皆様方や、私を取り巻く皆様方の温かい御支援によるものというふうに思っております。大変ありがとうございました。

退職後につきましては、一町民として、今までの経験を生かして、地域のために少しはお役に立てたらというふうに思っております。これが、今までお世話になったことへの恩返しと考えております。その節にはよろしく願いをいたしまして、お礼のあいさつとさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

〔教育部長 牧野良司君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） どうも、いま一度拍手をお願いします。（拍手）

お疲れさまでした。

議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議長としても厚くお礼を申し上げます。また、議事進行に御協力いただきましたことを、議長として重ねてお礼を申し上げます。

理事者各位には、成立した各議案の執行に当たって、審議の過程において表明された意見・要望等を十分尊重し、適切に運用され、一層の努力をされることを申し上げる次第であります。

さて、本年4月29日をもって議員任期が参ります。議場において皆さんと顔を合わせるのも、本日が最後となるかと思います。

顧みますと、過去4年間、いろいろな出来事がありましたが、議員各位におかれましては、今後とも健康に十分御留意いただきまして、幸田町発展のために御尽力賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

さらに、今回の町議会議員選挙に際しまして再出馬を予定されている各位におかれましては、来る4月24日の選挙において当選の榮譽を得られますよう、格段の御努力・御健闘をお祈り申し上げます。

簡単ではございますが、私の御礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

大変長期間にわたる御審議に感謝を申し上げます。

これにて散会といたします。

ありがとうございました。

ここで、1点ほど連絡事項を入れるのかいいかわかりませんが、1点連絡をいたします。

東日本大震災義援金の呼びかけに対しまして、議員様一同、全員が賛同していただきました。早速、皆さんのお気持ちを中日新聞社岡崎支所に、議会が終わりましたら、事務局長と届けてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

大変長期間にわたる御審議、御苦労さまでした。  
これをもって散会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年3月24日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 伊 藤 宗 次

議 員 夏 目 一 成